

交指発第 83 号
平成10年1月28日

各 警 察 署 長 殿

茨 城 県 警 察 本 部 長

暴走族への加入阻止対策などの推進について

暴走族に対しては、共同危険行為等禁止違反の取締りをはじめとする各種対策を推進したことにより、昨年中33グループを解体、337名を検挙・補導した。一方その構成員は、中学校卒業者を中心として次々と人的供給がなされ若干の減少がみられるもののその勢力に大きな変化はみられない状況下にある。そこで今後は、現在進行中の「暴走族拠点対策」及び「暴走族追放モニター」の各制度の積極的な活用に加え、下記の事項を実施して、新たなグループの結成や暴走族への加入を阻止するための諸施策を強力に推進されたい。

記

1 中学校に対する働きかけ

暴走族グループは、同一中学校の卒業者を中心に構成されている場合が多く、新規に加入する者の多くは、暴走族の反社会性、凶悪性、暴力団との強い結びつきなどその実態を知らされないまま、中学校当時の先輩や同級生の勧誘により加入しているものと考えられる。そこで、中学校在学時から暴走族の真の実態を理解させ暴走族を拒否する意志を強固に形成させるために、次のような対策を実施すること。

(1) 暴走族加入阻止教室の開催

在校生または、卒業生が多数暴走族に加入している中学校を中心に、「暴走族加入阻止教室」を積極的に開催するとともに、暴走族に関する意識調査、暴走族追放標語や論文募集等を実施する。

(2) 勧誘対象となりやすい中学生の早期把握と継続的な指導・補導

既加入の中学生に対して、暴走族から離脱について指導を徹底するほか、暴走族構成員と親交のあるなどの理由から、在学中または卒業後に暴走族に誘われる可能性が高いと認められる中学生を早期に把握し、暴走族への加入阻止について、個別・継続的な指導・補導を実施する。

(3) 中学校教師、保護者等との連携強化

学校警察連絡協議会やPTA役員会、保護者会等の場を積極的に活用して、教師

や保護者に対して、暴走族への加入が若者にありがちな単なる一過性の非行を意味するものではなく、暴力団予備軍というべき犯罪集団への取り返しの付かない深刻な入り口であることを理解させるとともに、積極的な情報交換を図る。

2 地域に対する働きかけ

暴走族を追放するためには、上記の中学校への働きかけと併せて、地域社会の持つ非行防止機能を生かした地域住民主体の各種活動を促すことにより、暴走族による非行が行われにくい、暴走族が住みにくい地域環境の整備を進める必要がある。

(1) 中学校区単位の暴走族追放組織の結成

暴走族構成員の居住が多い中学校の学区を単位として、学校関係者、自自会役員、地域代表者、少年補導員等広く地域住民の参加を求めた「地域暴走族追放協議会」等の組織を結成する。

(2) 暴走族役員等によるパトロール活動の実施

暴走族追放役員等による暴走族活動拠点等のパトロール活動を実施するとともに、活動拠点やたまり場となっている施設等の管理者に対し、夜間の施設封鎖その他暴走族排除のために必要な措置の実施について協力を求める。

(3) 暴走族情報の通知依頼

「暴走族追放モニター」及び地域の協力者等から暴走族の動向に関する情報の収集と警察への積極的な通報依頼を行う。

(4) 暴走族構成員に対する継続的な指導活動

少年補導員その他のボランティア等の協力の下、地域内に居住する暴走族の構成員や元構成員に対し、暴走族からの離脱や再非行の防止に必要な指導を継続する。

(5) 暴走族排除機運の高揚活動

茨城県暴走族対策会議の開催を通じ、暴走族の反社会性、凶悪性等の実態について広報活動に努め、地域における暴走族排除機運の高揚を図る。

3 対策推進状の留意事項

(1) 少年警察部門との連携、プライバシーの保護

上記の対策を実施するに当たり、少年警察部門との効果的な連携を図るとともに、働きかけの対象となる中学生が不利益を被ることのないよう、そのプライバシーの保護には十分配慮すること。

(2) 警察本部に対する報告

暴走族への加入阻止対策等で効果の上がったものについては、警察本部宛随時報告すること。